

国旗の破壊・損壊への処罰規定の新設に係る意見書

日本の国旗を意図的に破壊や汚損させた場合の対応について、自民党の下村政務調査会長は、刑法を改正して処罰規定を設けることを検討する考えを示した。

その背景に、日本の現行刑法には、外国の国旗に係る破壊や汚損についての処罰規定はあるものの、日本の国旗については規定がない事がある。本改正と同様の改正案は、過去に国会に提出されているが、廃案になっている。

しかし、本改正は、以下に論ずるとおり、重大な問題がある。

刑法92条には「外国国章損壊罪」が定められている。その構成要件は、「外国に対して侮辱を加える目的」で「その国(外国)の国旗その他の国章を損壊し、除去し、または汚損」することである。

これらの行為は、「外国の威信、尊厳、表徴の効用を滅失または減少せしめる」とした上で、本条の保護法益は、日本と外国の間の円滑な国交の保持にあるとされる。自らの国の国旗が、仮に毀損、破壊、汚損されたからといって、それが外交問題に発展する事は考えがたく、外国の国章損壊と、自国のそれを同列に論じることはできない。

一方、日本国憲法第21条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」として、表現の自由を定める。自らが、国家によって不利益を受けている場合、または、たとえば今の新型コロナウイルスに係る政府の対応に納得がいかないとする場合、それに対する批判の手法として、人々が、その象徴である国旗に批判の矛先を向け、自身の意思を表現することは、論理上ありうる。

もちろん、他人の保有する国旗を汚損などしてはならないのであるが、そもそも日本では、所有権絶対の原則がある。民法第206条には、所有者が、自らの財産について、それを自由に使用、収益及び処分をする権利を有していることが明文に規定されている。本改正は、このように、自らの所有する国旗についても適用が及びかねず、財産権への不当な制約になることは明らかである。

また、国旗に対する破壊や汚損が、国旗や国家への不敬にあたる、その名誉を害するとして処罰するとなれば、憲法19条の規定する、思想・良心の自由に抵触するおそれもある。

ところで、アメリカの重要判例として、テキサス州対ジョンソン裁判がある。すなわち、1989年6月21日、米国最高裁が、米国国旗を燃やす行為について、合衆国憲法修正第1条の「言論の自由」として保障されると判断したものである。

罰則をもって無理やり国に敬意を示せ、国旗が金科玉条であるというのではなく、そもそも、そのようなことをせずとも、国家に自ら誇りを持てるような、そういった社会の構築こそが先決である。

上述のとおり、国旗の破壊・損壊への処罰規定の新設については、本議会として反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月18日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣